

## 発議第2号

### 高根沢町議会委員会条例の一部改正について

高根沢町議会委員会条例（昭和50年高根沢町条例第18号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和3年11月30日提出

提出者 高根沢町議会議員 野 中 昭 一

賛成者 高根沢町議会議員 神 林 秀 治

賛成者 高根沢町議会議員 森 弘 子

賛成者 高根沢町議会議員 小 林 栄 治

賛成者 高根沢町議会議員 齋 藤 武 男

賛成者 高根沢町議会議員 高 根 博

高根沢町議会委員会条例の一部を改正する条例

高根沢町議会委員会条例(昭和50年高根沢町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条</p> <p>(1) <u>まちづくり常任委員会 7人</u>  <u>総務課、企画課、都市整備課、上下水道課、産業課、元気あっぷ創生課、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会及び農業委員会事務局の所管に関する事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務</u></p> <p>(2) <u>くらしづくり常任委員会 6人</u>  <u>地域安全課、住民課、税務課、健康福祉課、環境課及び教育委員会事務局の所管に関する事務</u></p> <p>(3) <u>議会広報常任委員会 6人</u>  <u>議会活動に関する事項を町民に周知する活動</u></p> <p><u>(会議の特例)</u></p> <p>第12条の2 <u>委員長は、次に掲げる理由がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(1) 大規模な災害等の発生及び重大な感染症のまん延防止措置等により、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合</u></p> <p><u>(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開催場所への参集が困難な委員から、オンラインを活用した委</u></p>	<p>(<u>常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条</p> <p>(1) <u>総務常任委員会 5人</u>  <u>総務課、企画課、地域安全課、税務課、環境課、会計課、監査委員事務局及び選挙管理委員会の所管に関する事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務</u></p> <p>(2) <u>教育福祉常任委員会 6人</u>  <u>住民課、健康福祉課及び教育委員会事務局の所管に関する事務</u></p> <p>(3) <u>建設産業常任委員会 5人</u>  <u>都市整備課、上下水道課、産業課、元気あっぷ創生課及び農業委員会事務局の所管に関する事務</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>員会の開会の求めがある場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定によりオンラインを活用した委員会が開催されることとなった場合において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第14条及び第26条の出席委員とする。</u></p> <p>4 <u>オンラインを活用した委員会の運営方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(周知の方法)</p> <p>第31条 前条の目的を達成するため、<u>議会広報常任委員会及び議会広聴特別委員会</u>との調整を図りながら、次の各号に掲げる方法により周知する。</p>	<p style="text-align: center;">(周知の方法)</p> <p>第31条 前条の目的を達成するため、<u>議会広報特別委員会及び議会広聴特別委員会</u>との調整を図りながら、次の各号に掲げる方法により周知する。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月30日から施行する。

## 【提案理由】

### 発議第2号

#### 高根沢町議会委員会条例の一部改正について

発議第1号「高根沢町議会の議員の定数を定める条例」の一部改正により、議員定数が、現行の16人から13人となることから、常任委員会の構成を見直すため、条文に所要の改正を行うものです。

また、オンラインを活用した委員会が開催できるよう、所要の条文を追加するものです。